

令和4年度
丸亀市農地等利用の最適化の
推進に関する意見

令和3年10月20日

丸亀市農業委員会

令和 4 年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見

平素より本市の農業振興につきましてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「農業委員会等に関する法律」の改正法が平成 28 年 4 月に施行され、農業委員会においては、農地等利用の最適化の推進（①担い手への農地利用の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進）が最重要課題として明確に位置付けられたことに伴い、農業委員に加え担当地区で最適化の推進活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されました。

本市農業委員会においては、農業委員、推進委員が連携して日常の農地パトロールをはじめ、遊休農地所有者へ今後の農地利用に係る意向調査や、さらには「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みなど、農地利用の最適化を推進するために様々な活動を行ってまいりました。

しかしながら、本市の農業・農村の状況は、農業従事者の高齢化や減少で、担い手不足が進行し、遊休農地の増加に歯止めがかからない瀬戸際にあります。

本市農業委員会としましても、市や農業関係機関と連携し、これまで以上に農地の有効利用及び優良農地の確保に努め、将来にわたる食料の安定供給と活力ある農業・農村の実現を目指し、課題の解決に向けて全力で取り組んでまいり所存です。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第 1 項の規定により意見を提出いたしますので、令和 4 年度予算編成において格段の配慮をお願いいたします。

1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

本市の「人・農地プラン」の策定については、コロナ禍において地域や集落の話し合いができず、非対面型手法で意見集約を行い、令和3年6月30日に「人・農地プラン」の実質化が完了したところである。

本来、国が進めようとしている「人・農地プラン」は、地域や集落の話し合いに基づき、農地の集積・集約を進めていくものだが、今回は十分な話し合いが行われたとはいえない。また中心経営体に位置付けられる認定農業者・法人等は、これ以上の集積、規模拡大は限界にきている。

先般、国の「人・農地など関連施策の見直し」によると、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人として、中小規模や農業以外に仕事を持つ「半農半X」等多様な経営体もプランに位置付けるとしている。プランの見直しには、こうした国の方針も踏まえ、多様な農家の意見を取り入れ、地域の実状を反映した取り組みとなるような工夫が必要である。あわせて農業の兼業従事者を含めこれまで農業、農村を守り維持してきた中小の家族経営農家に対しては、重要な担い手として再生産が可能となるよう支援し、「人・農地プラン」の実質化を確実に実行しなければならない。

一方で、今後さらに農業人口の減少が予想されることから、農業の生産性を高め競争力を強化するため、拡大志向の中心経営体には農地の集積・集約化を加速的に進め、効率化や生産コスト削減等収益性の高い農業の実現を目指し、多様な経営体がうまく融合することにより、本市の持続可能な農業の実現につなげていかなければならない。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 今後「人・農地プラン」の見直しにあたっては、中小規模や多様な経営体もプランに位置付けることを検討するとともに、これまで対象となっていなかったこれらの経営体にも補助制度を創設し支援するなど、地域が目指すべき将来の農地利用の姿(目標地図)を明確化し、実現するためのプラン策定に努めること。
- (2) 市内には、狭小、不整形な農地や、幅員が狭い作業道など大型農業機械の利用が難しい耕作不便な農地が多数あり、農地利用の集積・集約が進まない原因となっている。担い手へ農地の集積・集約を促進するため、各種基盤整備事業の要件緩和、地元負担の軽減等制度の拡充を国県に働きかけるとともに、事業実施内容についてわかりやすく紹介、周知し積極的な活用に努めること。

2 遊休農地等の発生防止・解消について

農地は、農産物を供給する基盤であるとともに、防災や景観の形成等多面的な機能を担っており、継続的な利活用と保全が重要である。しかし、農業後継者などの担い手不在等により、年々遊休農地が増加している。こうした農地は適切な管理が行われず、病虫害の発生原因や有害鳥獣のすみかになるなど、周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼし、さらに荒廃化が進むと農地への再生が困難となる。

今後遊休農地の発生防止及び解消を進め、有効利用を促進していくための方策の一つとして、農地所有者に対し適切な農地管理の徹底を図ること、またコミュニティにおける地域共同作業の重要性について、地域の理解と醸成に努めることが必要である。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 農業委員会では、日常的な農地パトロールや利用意向調査、農地中間管理機構と連携した農地貸借のマッチングや広報活動等を通して、遊休農地の把握及び発生防止・解消に取り組んでいる。市長部局においても、農業が持続的に展開できるような施策を講じ耕作放棄の解消を図るとともに、農地所有者に対しては農地の適正管理について指導を強化する等実効性のある取り組みを行うこと。
- (2) 将来にわたり農地や水路・農道など適切に保全管理するためには、地域住民の参画による地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりが必要である。「多面的機能支払交付金事業」に取り組んでいる活動組織に対しては、支援の継続・拡充及び新たな組織の発足に努め、農地の持つ水源の涵養や自然環境の保全、良好な景観形成を図るとともに、農業生産活動を支援すること。

3 農業への新規参入等の促進について

将来の農業の担い手を確保するため、新規就農と定着促進を図り、農業後継者を育成することは喫緊の課題である。しかし、就農希望者にとって生活の拠点となる住居や農地、農業用施設・機械の確保、技術の習得、資金調達等が障壁となっていることから、新規就農で受けられる支援事業について周知啓発の強化に努めるとともに、就農後も安定した営農が継続できるような市独自の就農支援策の充実を図る必要がある。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 独立または親元就農、定年就農や農業法人への就職などあらゆる新規就農パターンに応じた支援・補助や研修制度をわかりやすく情報提供し、積極的な活用を通じて新規参入の促進を図ること。

- (2) JA や県農地中間管理機構等農業関係機関と連携し、意見交換会等を通して新規就農の課題を把握し、農業者としての自立可能なモデルケースを提示するなど対策を行うこと。

4 その他

丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させるため、様々な障害の克服や、新たな試みが必要となる。

そこで、以下の項目を要望する。

- (1) 宅地化による農家・非農家の混在化が進み、地域によっては野焼きや農薬飛散など営農に係るトラブルが発生している。農家側も生活環境に配慮し、迷惑をかけないように努力しているが、住民にも営農活動に理解を求めることが必要である。私たちの生活に欠くことのできない食料供給や国土・環境の保全など農業の役割を広く PR することで、生産者と消費者の相互理解を促進すること。
- (2) 農業者と加工・販売業者が連携する農商工連携の取り組みや、農業者が加工販売まで行う 6 次産業化の支援を今後も継続して実施し、丸亀ブランドの商品価値を高める施策を推進し、情報発信に努めること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済環境の悪化により、農業分野においても、消費低迷による売り上げの減少等に起因する農業者の所得減少が見られる。これに対して、国においては各種支援策が講じられており、本市においても農業者へ情報提供が図られているが、関係機関との連携により、支援の要件に該当すると見込まれる農業者には積極的に制度の活用を働きかけること。
- (4) 地域の農業・農村・農家を守り、国民の命と健康を守るためには、食料の地産地消が大切である。農業と食の大切さの意識を高めるため、生産者と消費者の双方向のネットワーク作りや産消提携の取り組みを行うこと。